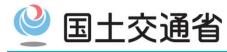
分野別ワーキンググループの開催について

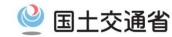


1. 分野別ワーキンググループの開催について



- ▶ 中長期的な地籍整備の推進に関する検討会中間とりまとめに示された方向性を基に効率的かつ効果的な地籍整備の推進を図るための対応策等についてさらに検討を進めるため、ワーキンググループを開催する。
- ▶ ワーキンググループは、「新技術」及び「法制度」の2つの分野別に開催し、本年3月頃から秋頃までの間に各々3回程度開催することを予定している。

2. 各WG等での検討項目



※◎、○は各WG等における検討の関わり方を示すもの。

※内部検討での◎は、主に行政内部で事務的に検討する項目であり、○はWGの議論を踏まえて検討するもの。

| テーマ | 検討項目 | 新技術 WG | 法制度 WG | 内部 検討 |
|-----------------------------------|---|-----------|-----------|----------|
| 施策分野毎の優先地域での地籍整 備の重点実施 | 重点4施策との連携地域の優先地域としての位置づけ | | 0 | 0 |
| 地籍整備の進捗状況を評価する指 標の充実 | 事業実施量に関する指標(優先地域における進捗状況)及び分野別の目標の達成状況を表す 指標の導入 | | | 0 |
| 地籍調査情報の利活用 | 地籍調査情報の維持管理やその利活用を促す環境整備 | | 0 | 0 |
| 準備作業の明確化・合理化 | 土地所有者等の所在確認作業における探索範囲の明確化 | | 0 | 0 |
| | 相続関係調査における専門家の知見の活用 | | | 0 |
| 現地調査の明確化・合理化 | 一定期間の公告を経ても所有者が不明である場合には立会いを一部簡略にする仕組み | | 0 | 0 |
| | 土地所有者等に境界の確認を求めるための境界案を作成する根拠となる資料の対象拡大 | | 0 | 0 |
| | 調査実施主体への筆界特定申請権限付与 | | 0 | 0 |
| 測量作業等への新技術の導入促進 | 航空写真等によるリモートセンシング技術やMMS等の新しい測量技術の導入 | 0 | | 0 |
| 実施体制の強化 | 実施体制強化事例や民間資格の普及 | | | 0 |
| | 10条2項に基づく包括委託の活用促進のための効率的手法の導入 | | | 0 |
| 都市部における効率的手法 | 官民境界等先行調査成果の国土調査法上の認証・承認の対象としての位置づけ | | 0 | 0 |
| | 地籍整備に係るプラットフォームとオープンデータサイトの構築 | 0 | 0 | 0 |
| 山村部における効率的手法 | 空中写真等の活用により現地作業を省略した手法の導入 | 0 | 0 | 0 |
| | 森林施策との連携の推進 | 0 | | 0 |
| 地域毎の課題に即応するための段 階的な地籍整備 | 地域課題への対応として最低限必要とされる境界情報を整備する段階的な地籍整備の導入 | 0 | 0 | 0 |
| 未着手・休止市区町村の解消 | 地方公共団体による未着手・休止解消に向けた自主的な取組を促す仕組み | | 0 | 0 |
| 民間事業者等による測量成果の活 用 | 地方公共団体地籍部局が19条5項指定手続きに関与する仕組みの導入 | | 0 | 0 |
| | 19条5項指定予定の都道府県計画への位置づけ | | 0 | 0 |
| 所有者不明土地問題等に対応する ための地籍整備のあり方の検討 | 所有者不明土地の発生予防等のための土地所有の在り方の見直し等に係る政府全体の議論 を踏まえつつ、地籍整備が果たすべき役割などについて検討 | | 0 | 0 |